

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>職員の定年等に関する条例</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職並びに人事管理上の必要性に鑑み、<u>当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる警察職員の職を除く。</u>)とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第七条～第十四条 (略)</p> | <p>職員の定年等に関する条例</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第七条～第十四条 (略)</p> |